

㉒一般状態区分才に該当すると判断される場合（ウ及びエも同様）

【検討事項】

一般状態区分表の才に該当するもの等を、待機期間を要しない事例として規定することについてどう考えるか。

【構成員からの意見】

- 臓器の障害の程度と一般状態区分との整合性がとれていない場合があり、軽いにもかかわらず一般状態区分は才、また、重いにもかかわらず一般状態区分はイというように、診断書作成医によって一般状態区分の判断が異なることがあるので難しいのではないか。
- 判断の時点によって一般状態区分のどこに当てはまるかが変わってしまうのではないか。
- 対象を厳格に規定すると、どうしてもそこから漏れてしまうものがある。そのようなものを拾う意味で、補足のようなものとして一般状態区分が必要ではないか。

【参考：一般状態区分表】

区 分	一 般 状 態
ア	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの
イ	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例えれば、軽い家事、事務など
ウ	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあります、軽労働はできないが、日中の 50%以上は起居しているもの
エ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の 50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
オ	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

㉓喉頭全摘出手術を施した場合

【検討事項】

喉頭全摘出手術を行ったことによる、額改定請求の事例がありえるか。

【参考】

- 嘸下機能の障害により障害厚生年金が新規裁定された事例について確認した。（平成25年4月から10月まで）

<嚥下機能の障害により認定された件数（5件）>

- ・ 3級の障害厚生年金（2件）
(原因となる傷病名：中咽頭癌、上咽頭癌)
- ・ 2級の障害厚生年金（3件）
(原因となる傷病名：下咽頭癌（2件）、右舌下腺癌再発)

⇒ 上記のような事例については、喉頭全摘出手術を行えば、上位等級に認定されることも考えられる。